

錦町特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 錦町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度(26年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	21.5人/ha(令和6年度末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有(球磨川上流流域下水道に接続)
処 理 区 数	1処理区(球磨川上流処理区) ※処理分区については、錦第1~7処理分区の7処理分区。		
処 理 場 数	本町は、県営球磨川上流流域下水道関連町村であり、終末処理場である球磨川上流浄化センターでの処理を行っていることから、下水道処理場数は0です。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成22年に下水道計画区域を見直し、全体計画312haから220haへ計画変更を行っております。下水道処理区域外については、小型合併処理浄化槽の整備・推進を図っています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町水道加入世帯は水道使用量を基に料金を算出する従量制、未加入世帯については居住人員を基に算出する人頭制を適用しており、基本料金に超過料金又は人数割分を加えた額を消費税率で乗じた額として います。 従量制:基本料金1,900円(10m ³ まで)、超過料金200円/m ³ 人頭制:基本料金1,300円、人数割分1,000円/人、500円/人(6人目以降)				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系に準じています。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系に準じています。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	4,290 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	3,979 円
	令和5年度	4,290 円		令和5年度	3,933 円
	令和6年度	4,290 円		令和6年度	4,143 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人(損益勘定所属職員)
事業運営組織	下水道事業は地域整備課が所管しています。 課内には上下水道係、工務係、管理係があり、上下水道・道路・橋梁・河川・公営住宅等の工事及び維持、 経理を担当しており、連携を図りながら効率的な運営を実施しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ保守点検業務、排出水水質検査を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	指定管理者制度については予定はありません。
	ウ PPP・PFI	官民が連携した下水道施設の管理・更新の一体的なマネジメント方式となる「ウォーターPPP」の導入を流域下水道一体で検討しています。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用についての取組みはありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地等はないため取組みはありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

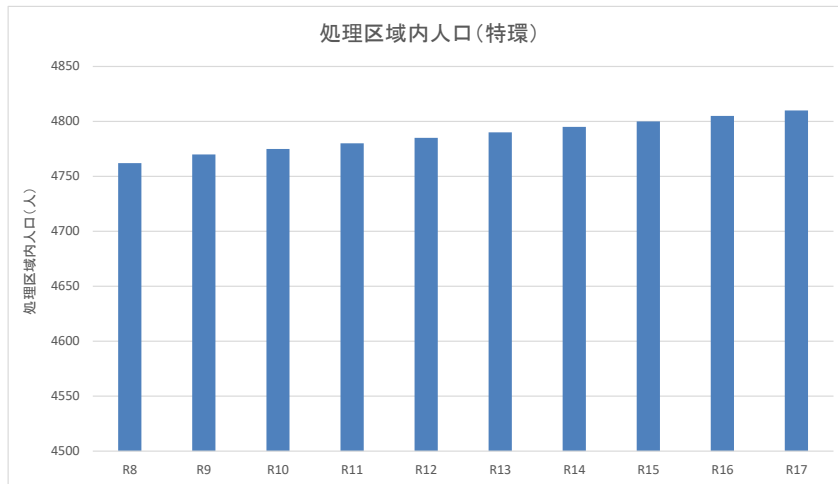
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和7年度に策定・公表しました令和6年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

2. 将来の事業環境

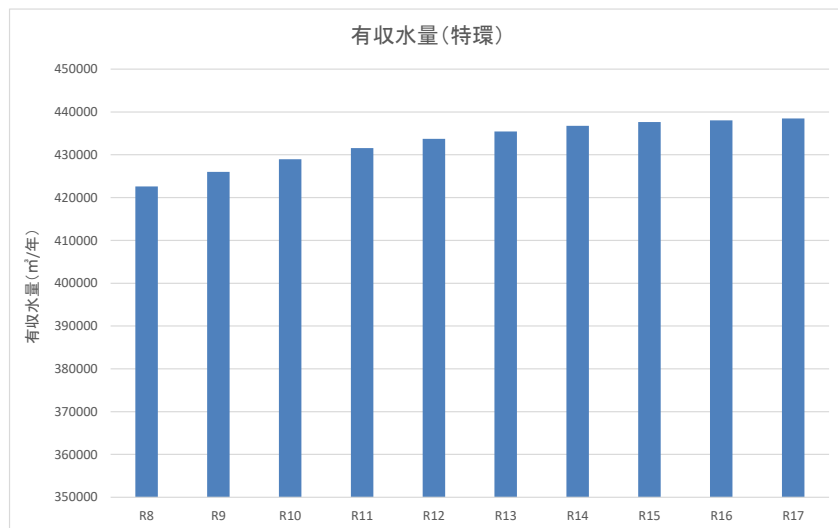
(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測は、近年の実績値をもとに設定しています。錦町総合計画によると行政区域内人口は年々減少すると推計されていますが、下水道区域内への集合住宅等の建設もあり増加傾向であることから、今計画期間中は行政区域内人口の減少も加味したうえで微増傾向が続くものと予測しています。



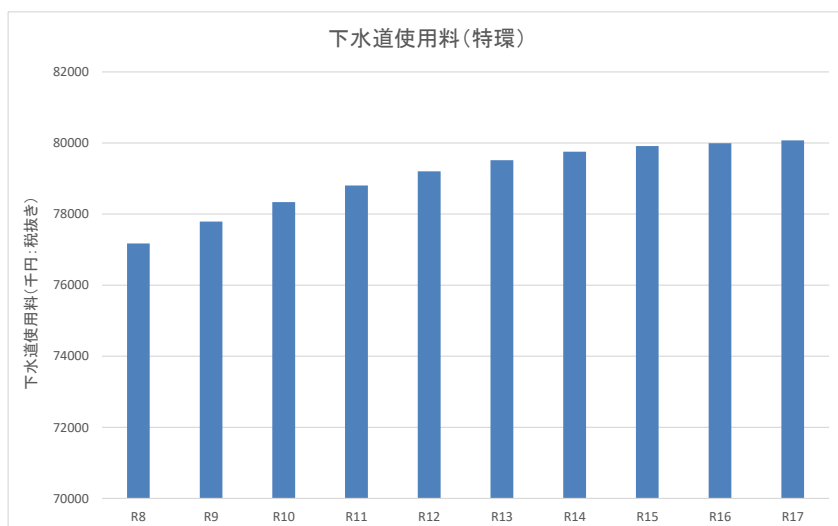
(2) 有収水量の予測

有収水量の予測は、近年の実績値をもとに設定しています。将来の処理区域内人口の増加率に比例し微増傾向が続くと予測をしています。



(3) 使用料収入の見通し

将来有収水量に、使用料単価を乗じて予測をしています。なお、使用料単価は令和6年度の値をもとに算出しています。



(4) 施設の見直し

供用開始から26年が経過しているものの、管渠及びマンホール躯体の法定耐用年数は50年とされているため、改築・更新は直近の課題と
なっていません。ただし、マンホール蓋(車道部)やマンホールポンプについては、耐用年数が15年で既に耐用年数を経過している設備
もあることから、本町ストックマネジメント計画に基づき修繕及び改築事業を計画的に実施していきます。また、適宜ストックマネジメント計画
の見直しを行います。

(5) 組織の見直し

下水道事業については現在1人の職員で運営を行っています。経営戦略の計画期間内においては、現状の組織体制を維持しつつ、下水道
施設の維持管理に対応できるよう体制を整備していきます。また、異動等で職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう、業務の見える
化や共有、研修等の充実を図っていきます。

3. 経営の基本方針

1. 計画的な事業の執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還金)の負担や、維持管理費の増加から公営企業を取り巻く環境が厳しさを増すことが想定さ
れます。また、平成28年度で新規拡張事業が完了し、今後は施設の老朽化に伴う改築更新事業が主となってまいります。そのため、ストッ
クマネジメント計画に基づき、計画的な管路調査などを行い、老朽化した管渠の改築更新及び耐震化など施設の適正管理を図ります。

2. 水洗化率の向上と収入の確保

水洗化を促進することで、安定的な料金収入の確保を図り、一般会計からの基準外繰入金を最小限に抑えます。

3. 経営の健全化

下水道事業のより一層の効率化や経費の削減を図るとともに、下水道事業の持続に必要な料金水準・料金体系の見直しを随時行い、健
全な経営を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	老朽化対策事業として、ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の点検調査及び更新を計画的に実施します。
-----	--

計画期間中は、以下の投資を見込むものとします。
 ・老朽化対策事業(下水道ストックマネジメント事業)
 平成28年度で施設整備が完了しており、今後はそれら施設を適切に管理・運用していく必要があります。将来にわたり、施設管理を計画的かつ効率的に行っていくため、ストックマネジメント計画に基づき、点検及び更新を実施していきます。なお、事業費についてはウォーターPPP導入予定の令和11年度から10,000千円/年を見込んでいます。
 ・流域下水道の建設事業費については、令和8年3月改定予定「熊本県流域下水道事業経営戦略」の令和8年度から令和17年度までの年次計画に基づき錦町負担分について算定しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	長期目標として「経費回収率の向上」、「基準外繰入金削減」を定めます。 下水道使用料の改定のみで経費回収率を向上する場合は、住民への過度な負担が懸念されるため、段階的に改定を行っていく必要があります。また、改定後においても財源が不足する場合は一般会計からの繰入金で対応することになりますが、段階的な使用料改定により繰入額の削減を図ります。
-----	---

計画期間中は、以下の取組みを実施します。
 ・使用料収入の見直し
 使用料収入については、微増ではありますが増収傾向にあります。しかし今後は、人口減少により料金収入の大幅な増収は困難な状況にあるため、水洗化の促進を図ります。また、経費回収率向上のため料金を見直し、下水道事業収益の増加を見込むことが必要になります。今後の情勢及び財政状況を考慮したうえで随時必要な検討を行なっていきます。
 ・企業債に関する事項
 資本費平準化債については、過去の発行額を勘案し発行可能額以内を計画しています。
 ・繰入金に関する事項
 一般会計からの繰入金については、国が示す「繰出基準」に基づき算定してします。収益勘定に係る繰入れは基準内繰入(高資本費対策に要する経費、分流式下水道に要する経費)及び基準外繰入とし、資本勘定に係る繰入れについては、基準内繰入(流域下水道に係る経費)のみと算定しています。今後は、料金収入の確保を図り、基準外繰入れの抑制に努めます。
 ・その他の収入
 収益勘定分として繰出基準に基づく雨水処理負担分を算定しています。なお、雨水処理にかかる経費は年々減少傾向にあります。また、資本勘定分として分担金の収入を算定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費は令和8年度予算をベースとし、昨今の物価上昇等を考慮し算定しています。
 ・職員給与費
 職員1名分の職員給与費を定期昇給を見込み算定しています。
 ・動力費
 令和8年度予算から物価上昇率を年8%と仮定し算定しています。
 ・修繕費
 令和8年度予算ベースで算定しています。
 ・委託費
 令和8年度予算ベースで算定しています。
 ・負担金
 流域下水道の維持管理負担金として、令和8年3月改定予定「熊本県流域下水道事業経営戦略」の令和8年度から令和17年度までの年次計画に基づき錦町負担分について算定しています。
 ⑥その他の経費
 その他の経費として、事務費等を令和8年度予算ベースで算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については、熊本県が策定している「くまもと汚水処理広域化・共同化計画」に基づき、人吉球磨ブロックの市町村で検討しています。内容は、汚水の集約処理や維持管理業務の共同発注等があり、課題を含め今後協議していく予定です。
投資の平準化に関する事項	本町ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査、計画策定、修繕・改築更新工事等を実施し、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	官民が連携した下水道施設の管理・更新の一体的なマネジメント方式となる「ウォーターPPP」の導入を流域下水道一体で検討しています。
その他の取組	取組みの予定はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の社会情勢や物価高騰等により厳しい経営が想定されます。実施時期や改定内容等慎重に検討を重ね、下水道加入者へ料金改定の必要性について十分な説明と理解を得たうえで検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	エネルギー利用及び未利用土地等の活用可能な資産を有していないため取組みの予定はありませんが、他団体の取組み・動向について情報収集を行い、有効活用について研究していきます。
その他の取組	取組みの予定はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	官民が連携した下水道施設の管理・更新の一体的なマネジメント方式となる「ウォーターPPP」の導入を流域下水道一体で検討しています。
職員給与費に関する事項	現在の1名体制の職員給与費として計上しています。今後の業務内容の変化や業務量、重要度を勘案し、職員の増減について検討していきます。
動力費に関する事項	より安価な電気供給会社と契約するなどランニングコストの削減に努めます。
薬品費に関する事項	取組みの予定はありません。
修繕費に関する事項	本町ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効果的な対策を行います。
委託費に関する事項	維持管理業務の共同化、流域下水道一体としてウォーターPPPの導入を検討していきます。
その他の取組	取組みの予定はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	目標達成に向け投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認し、乖離が大きい場合は原因を調査するなど、PDCAサイクルに基づく適切な進捗管理が必要となります。本町においては、毎年度進捗管理を行うとともに、投資・財政計画に変更がある場合は適宜事後検証を行います。また、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルに基づき質を高めていくため、3年から5年ごとに見直しを行います。
---------------------	--

経営比較分析表（令和6年度決算）

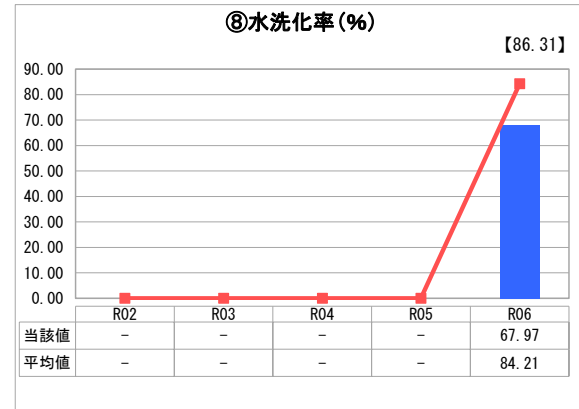
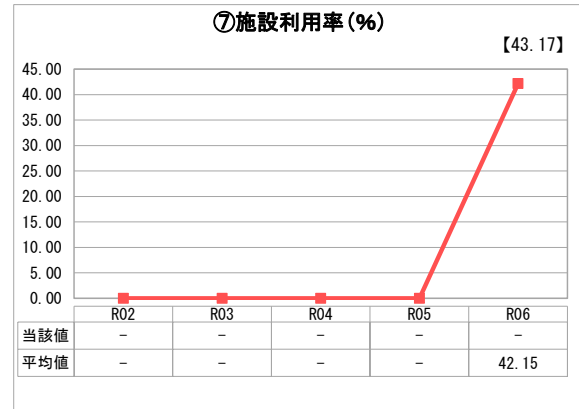
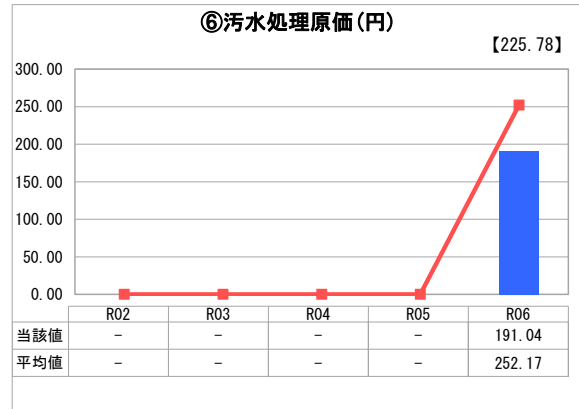
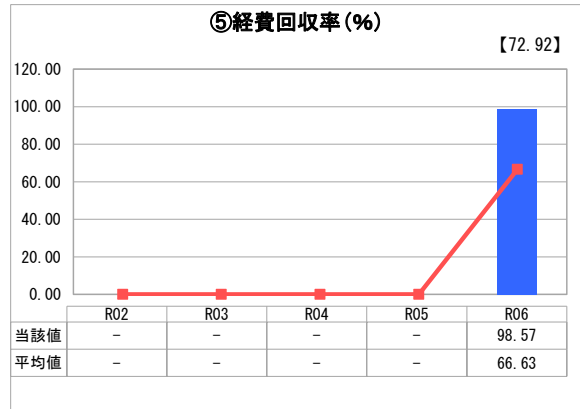
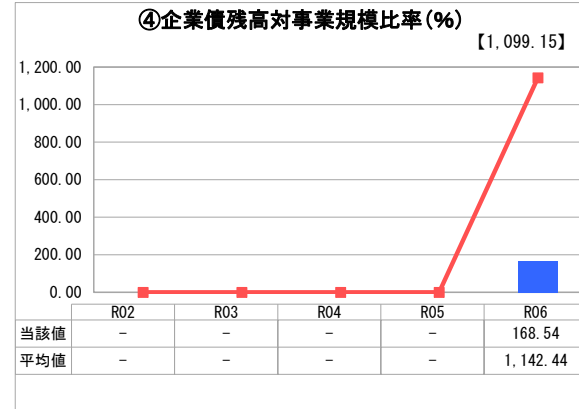
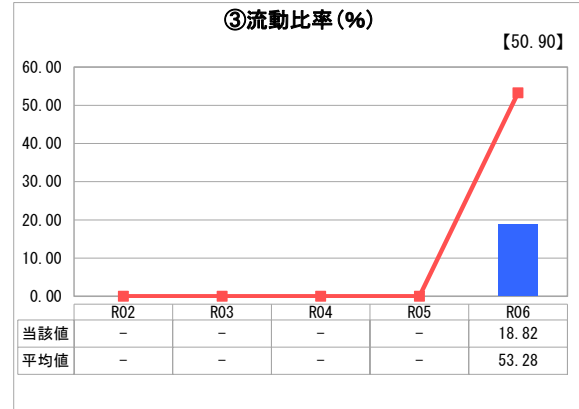
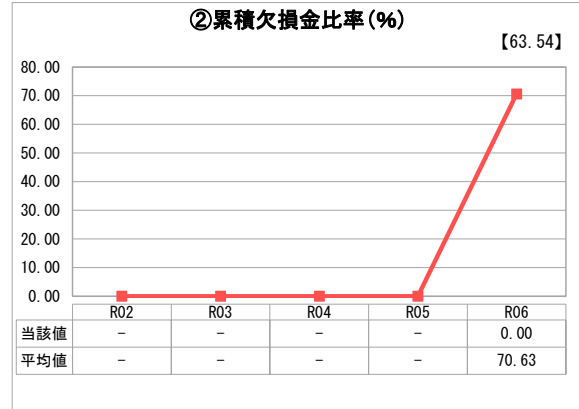
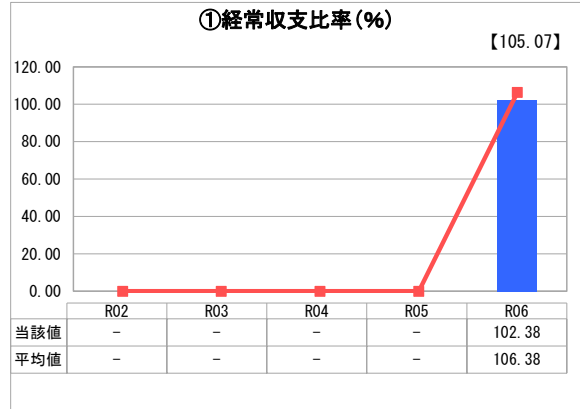
熊本県 錦町

業務名 法適用	業種名 下水道事業	事業名 特定環境保全公共下水道	類似団体区分 D2	管理者の情報 非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	55.38	47.60	100.00	4,290

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
10,033	85.04	117.98
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,733	2.20	2,151.36

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率については、水洗化率の向上及び令和3年度に実施した料金改定に伴う料金収入の増加により、令和6年度決算においては、単年度収支が黒字であることを表す100%を上回る102.38%となりました。今後も下水道接続率の向上による料金収入の確保と共に、経常費用の削減に努め、比率の向上を図ります。

②累積欠損金比率については、法適化初年度である令和6年度決算が黒字であったため0%となっていますが、今後、処理区域内人口の減少に伴う使用料収入の減及び物価高騰による経常費用の増により、累積欠損金が生じる可能性があります。経常費用の削減はもとより、料金水準の妥当性を随時検証しながら、適正な料金水準の設定に努め、繰越欠損金が生じないよう努めます。

③流動比率については、100%を大きく下回っており、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賅えていない状況です。本町下水道事業は現金預金期末残高10,752千円に対し、企業債の元金償還金が124,666千円と多額であり、流動負債が流動資産を大きく上回っている事が大きな要因です。令和7年度に元金償還ピークを迎え、以降の元金償還金は減少する見込みであり、当該指標は改善に向かう見込みです。

④企業債残高対事業規模比率については、類似団体平均を大きく下回っています。企業債現在高1,399,881千円に対し、一般会計の企業債償還金負担見込額1,271,667千円と一般会計の将来負担見込額が高いことが主な要因です。また、本町は県営球磨川上流流域下水道事業の構成市町村であり、熊本県と構成市町村が各自の受託率に応じて投資的経費を負担しているため、企業債の発行額も抑制出来ている事も比率が低い一因です。

⑤経費回収率については、100%を下回る98.57%となったものの、類似団体平均を大きく上回っています。令和3年度に実施した料金改定の効果が出ており、引き続き、適正な料金水準の設定に努めます。

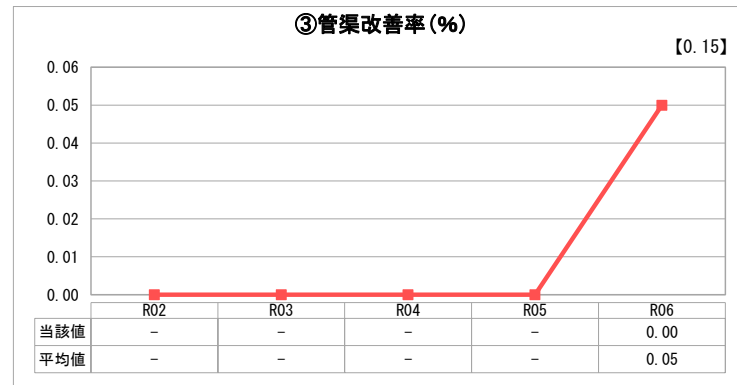
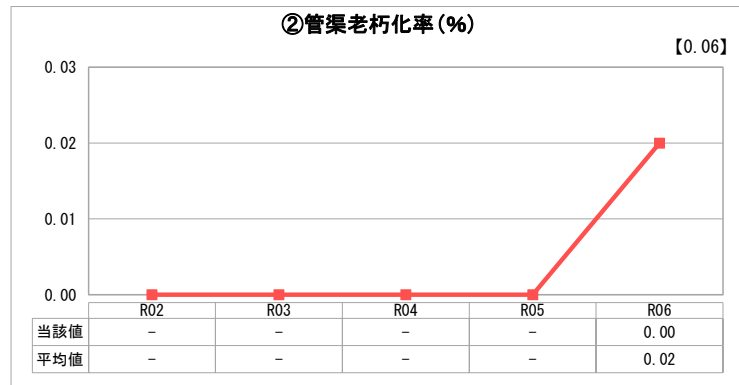
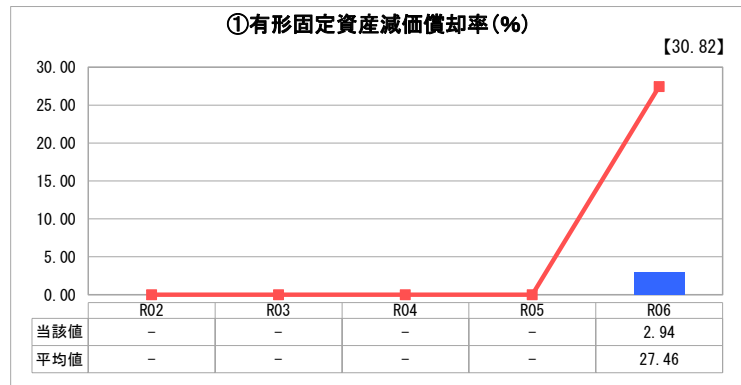
⑥汚水処理原価は191.04円であり、類似団体平均を下回っています。本町は、県営球磨川上流流域下水道事業の構成市町村であり、スケールメリットを活かした処理場集約等の効率化の効果が出ていると考えられます。今後も下水道の接続率向上による有収水量を増加させ、更なる経営の効率化を図ります。

⑦施設利用率については類似団体より低い状況ですが、町単独の補助制度（住宅リフォーム補助）を推進しながら、下水道接続率の向上を図ります。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率については、2.94%と著しく低い比率となっていますが、これは、本町下水道事業が令和6年度が法適化初年度であり、法適化時点の経過年数が有形固定資産減価償却累計額及び有形固定資産帳簿価格に反映されていない事が要因です。本町下水道事業は平成5年度から整備に着手しており、管路等の施設は比較的新しいものが多い状況ですが、今後、有形固定資産減価償却率の経年比較により比率の上昇率を分析しながら、更新投資及び長寿命化対策を実施します。

2. 老朽化の状況



全体総括

下水道事業（特環）総収益202,899千円に対し一般会計繰入金は85,405千円で、総収益に占める一般会計繰入金のシェアは約42.1%となっており、基準外の一般会計繰入金は11,059千円と多額の税収補てんを行っている状況です。基準外の一般会計繰入金をどのように縮減していくかが最大の課題であり、料金収入確保のための取り組みが急務です。人口減少が進む中、処理区域内人口も減少する事が見込まれるため、町単独の補助制度（住宅リフォーム補助）を推進しながら接続率を向上させ、今後の有収水量の減少を最小限に止めつつ、計画的な料金改定により収入を確保します。

また、施設の適正な維持管理のため更新事業も計画的に実施します。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 (令和8年度)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
資本的収入	1. 企業債	81,300	73,100	69,400	77,100	100,000	90,700	62,000	66,200	64,300	71,600	60,500	62,500
	うち資本費平準化債	61,500	59,200	53,200	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	2. 他会計出資金	6,850	8,277	11,594	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	2,722					5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	3,196	1,500	2,171	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	9. その他												
計 (A)	94,068	82,877	83,165	86,100	109,000	104,700	76,000	80,200	78,300	85,600	74,500	76,500	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	94,068	82,877	83,165	86,100	109,000	104,700	76,000	80,200	78,300	85,600	74,500	76,500	
資本的支出	1. 建設改良費	29,301	25,807	25,898	39,897	68,510	60,717	24,864	30,038	27,707	36,833	22,889	25,426
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	125,931	125,787	123,951	112,317	110,472	109,115	110,128	109,432	105,091	103,856	100,763	98,280
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他													
計 (D)	155,232	151,594	149,849	152,214	178,982	169,832	134,992	139,470	132,798	140,689	123,652	123,706	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	61,164	68,717	66,684	66,114	69,982	65,132	58,992	59,270	54,498	55,089	49,152	47,206	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	61,164	66,749	66,604	66,114	67,762	65,132	58,992	59,270	54,498	55,089	49,152	47,206
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他		1,968	80		2,220							
計 (F)	61,164	68,717	66,684	66,114	69,982	65,132	58,992	59,270	54,498	55,089	49,152	47,206	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	1,399,881	1,347,194	1,292,643	1,257,426	1,246,954	1,228,539	1,180,411	1,137,179	1,096,388	1,064,132	1,023,869	988,089	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 (令和8年度)	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収益的収支分		85,405	97,036	96,899	94,000	93,700	93,400	93,100	92,800	92,500	92,200	91,900	91,600
	うち基準内繰入金	74,336	79,797	85,813	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	うち基準外繰入金	11,069	17,239	11,086	14,000	13,700	13,400	13,100	12,800	12,500	12,200	11,900	11,600
資本的収支分		6,850	8,277	11,594	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	うち基準内繰入金	6,850	6,766	7,531	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	うち基準外繰入金		1,511	4,063									
合 計	92,255	105,313	108,493	101,000	100,700	100,400	100,100	99,800	99,500	99,200	98,900	98,600	